

五	四	三	二	一	発行省令〇
方募法入決定の	発行方法	用振替等の適法	の法律項及び根拠	の法發行及び根拠	平行成条件二十等五十五年を年次六月
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。	争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替法 発別にご務後り争」。以を閑を受けるもい。利に付の振替 行參よと大に競入に下競争日は受け。非下額市札入 「加るに臣行争札と。」。II以度債入募い。以下入わ。 と者發応がわ入發行による利に付本銀の振替に い・行募各れ札う第へ限國るの行發行。債に競てす う。格國定特あ決。競債め別つ定及利「」。

七				六			
口	イ	口	イ	口	イ	口	イ
者	特	国	行	争	利	行	争
・	別	債	入	込	行	争	利
第	参	市	札	り	入	非	者
Ⅱ	加	場	發	競	回	特	國
百	万	三	千	付	八	行	争
五	円	千	百	一	國	非	利
十	九	九	十	会	項	者	別
五	百	百	百	百	計	特	債
億	三	八	三	十	四	國	第
五	十八	八	三	六	五	參	市
千	億	八	八	六	四	加	札
九	九	八	八	十	九	場	り
百	二	千	千	千	九	競	競
八	千	、	、	、	九	額	額
十	百	づ	づ	七	九	利	利
四	五	律	律	金	九	回	回
万	十	額	額	行	十	て	順
円	二	き	し	十	條	と	り
		第	六	額	特	。各	の
		面	七	た	百	の	次
		發	金	条	債	申	割
		四	行	特	の	応	低
			額	百	億		
			し	債	円		
			六	の			

十 三	十 二	九 一	八
の 利 過 込 み 子 率	經 行 価 格	發 行 價 格	最 低 額 面 位
		發 行 日	行 争 入 札 金 競

(二) 年十額平す額の振五  
 む十式は一八面成るの記替万  
 も号に、募・錢金二。整載法円  
 のによ払入九額十數又の  
 と規り込決パ百五倍は規  
 す定算金定し円年の記定  
 るす出額のセに五月金録に  
 るしに通ンつ月額はよ  
 期た加知トき二にる  
 日金えを九十三よ最振  
 に額、受十八日る低替  
 払を次けも額口  
 い第のた円の面座  
 込二算者四と金簿

住よるがをじ額よに座も係  
 者り場非発たにりつにのる  
 又算合居行金百算い記と所  
 は出に住時額分出て載し得  
 外しは者にへのしは又て税  
 国た、又おた二た、は振が  
 法金前はいだ十金前記替源  
 人額記外てし・額記録口泉  
 がに(一)国取、三か(一)さ座徵そ  
 適当の法得当一らのれ簿収の  
 用該算人す該五當算る中さ利  
 を非式でる國を該式ものれ子  
 受居にあ者債乗金にの口るに

二十  
十九  
十  
八  
七  
六

十  
五  
十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初期利子

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二大銀金六をそ払三  
十五臣行額十支の期月  
からか百五払日と二  
年通円年う以し十  
五月に三。前、日  
通知つ月六各及  
二月をき二月支び  
十三受百十間払九  
日受け円日にお期月  
日た者に二すお十  
るい日

規下は期た期平  
額面金額× $\frac{1.9}{100 \times 2}$ 定、が金と成額け  
する所次そ銀額し、二十  
得税の控除する事とがで  
稅率を乗じた金。  
定期支払の算出方法  
は、まず、支払額を算出し  
て、次に、支払額を算出し  
て、最後に、支払額を算出  
する。  
支払額 = (支払額 × 1.9) / (100 × 2)  
支払額 = 支払額 × 0.95  
支払額 = 支払額 × 0.95